

平成 31 年 4 月 1 日

翡翠会における処遇改善加算の支給について

社会福祉法人 翡翠会
理事長 大越 一博

日頃より、本法人の運営にご理解ご協力を頂き有難うございます。

さて、平成 29 年 4 月より処遇改善加算の制度が変更されています。それに伴い加算を取得する上で、職員皆様に支給方法や支給要件等をご説明させていただきます。

また今年度より本会において、子育て世帯を支援するための新たな手当として「子ども教育手当」を創設しました。そちらの説明もさせていただきます。

制度の目的

離職率の高い介護職及び支援員の給与改善を行い、職場定着を図ることを目的として平成 21 年度から始まった制度です。

本会の支給方法

加算総額から法定福利費及び諸経費を差し引いた総額を支給しています。支給方法は法人の任意です。平成 24 年度以降は、一時金以外の全ての賃金改善に算定することが可能になりました。

(以下翡翠会における具体例です)

① 一時金 (年 2 回に半期ずつ支給)

② 基本給：平成 24 年 4 月以降の昇給分全てが対象

ex：パート職員…平成 27 年 10 月 時給+20 円、平成 28 年 10 月 時給+10 円
平成 30 年 10 月 時給+20 円

③ 手当：平成 24 年度以降の増額分全て

(例) 皆勤手当 (5,000 円/月)

夜勤手当 (みどり学園：1,500 円分、ほほえみの里：500 円分)

早番手当 (午前 6 時からの勤務のみ：1,000 円/回)

資格手当 (対象の資格：5,000 円/月)

ユニットリーダー手当 (ほほえみの里：10,000 円/月)

④ 夏期・年末賞与の一部

⑤ 永年勤続表彰

※その他時間給パート職員の方を日給契約や正規職員に契約変更した場合の年収増額分も含まれています。

○平成 29 年度以降の変更点

加算を取得する上で、「キャリアパス要件」と呼ばれる条件を厳格にクリアすることが支給の条件となりました。それに伴い、支給方法も一部変更することになります。

キャリアパス要件

- ・キャリアパス要件Ⅰ…役職毎に等級を設定
→給与規定の変更にて対応
- ・キャリアパス要件Ⅱ…資質向上のための研修の実施
→4月 全体会議・10月 法人研修・各自選択研修
- ・キャリアパス要件Ⅲ…資格手当及び資格毎に等級の設定
→経験を考慮し、3号給までは3年毎に昇格

支給方法の変更点

①一時金

1. 支給時期…3月・5月に変更します 3月（4～9月分） 5月（10～3月分）
2. 研修参加…キャリアパス要件Ⅱにより、年3回の研修全てに参加して頂くことが満額支給の条件になりました。全ての方に参加して頂くために、3種類の研修をそれぞれ複数回設定する予定です。（別紙参照）
3. 送迎業務…通所事業所において、片道1時間以上の送迎に携わる職員に支給します。
運転業務：100円/回 添乗業務：50円/回

②基本給：役職・資格毎に等級を整備しました。（給与規定参照）

③手当

1. 皆勤手当…社会保険加入のパート職員で一定要件を満たす方に支給拡大します。
5,000円/月（週4日勤務の方は4,000円）
※一定要件…勤務表作成時、希望公休1日としそれ以外の希望日は有休で申請
2. 資格手当…以下の資格取得者に支給を拡大します。
管理栄養士・ケアマネージャー：5,000円/月
大型免許・中型限定解除：1,000円/月
3. 役職手当…係長等新しい役職を整備しました。

④ 4. 子ども教育手当…職員が同一世帯において養育する実子に対し支給します。

小学1年生～中学2年生	5,000円/月
中学校3年生～大学4年生（専門学校・予備校を含む）	10,000円/月

※要件を満たし、申請があった場合に支給

対象外職員について

現場で働く介護職及び支援員により一層の支給を図るため、対象外職員の一時金については、平成29年度より原則10,000円/回にしたいと思います。但し、法人が期待する現場業務を兼務で行った場合は、介護職及び支援員の一時金支給額の半額を上限に実績に応じて支給したいと思います。例) 対象外職員による宿泊業務…1,000円/回

今後も本法人へのご理解とご協力をお願い致します。